

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年7月29日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 広島県庁内における職員の非行事件の未然防止に係る施策の実施内容
- (2) 広島県のセクハラ防止要綱（平成11年度策定の全文）
- (3) 平成15年7月7日付け戒告処分（以下「本件戒告処分」という。）（厳重注意を含む。）に関する非行職員の処分量定に係る決裁文書

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、前記1（3）について、本件戒告処分に関する起案文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年8月12日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、本件請求に対して、本件処分のほか、前記1（1）、（2）については行政文書開示決定を行い、それぞれ本件処分と同日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年8月25日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

開示を求める部分は、次のとおりである。

- (1) 決裁文書の「5 その他」の記述内容のうち、条例第10条第2号及び第6号に該当しないもの
- (2) ●●におけるセクハラ事案への対応について（案）（以下（3）から（7）までにおいて「案」という。）の「3 事案の概要」の「(1) ④セクハラの内容」に記述されている文言のうち、条例第10条第2号及び第6号に該当しないもの

- (3) 案の「3 事案の概要」の「(1) ⑤ その他」の記述内容のうち、条例第10条第2号及び第6号に該当しないもの
- (4) 案の「3 事案の概要」の「(2) 申立て事案について、当該懇親会の出席者全員、その他関係者から事情聴取を行い、確認した事実は次のとおりである。」の記述内容のうち、条例第10条第2号及び第6号に該当しないもの
- (5) 案の「3 事案の概要」の「(3) 事実認定について」の記述内容のうち、条例第10条第2号及び第6号に該当しないもの
- (6) 案の「4 処分案の検討」の「(4) 本事案について」の記述内容のうち、条例第10条第2号及び第6号に該当しないもの
- (7) 案の「5 管理監督者の責任」の記述内容のうち、条例第10条第2号及び第6号に該当しないもの

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

広島県総務企画部職員の非行事実の概要及び女性職員からの相談を一年半近く放置していた経緯を把握し、広島県庁の職場実態を明らかにするために、開示請求を行ったものである。

したがって、個人情報の開示を請求する意図は全くない。

被害者からの相談を全く無視し、長期間放置していた職場の環境及び監督者の職場管理や事務管理の実態を把握することが目的であり、この点に関する記述を根拠のない理由により開示しないとする実施機関の行政判断には重大な過失がある。

異議申立書のとおり、非行事件の事実を長期間放置していた経緯並びに監督者責任にかかわる部分等を、速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 部分開示とした本件対象文書の構成は次のとおりである。

- ア 職員の懲戒処分等について（伺い）
- イ 第1案「人事異動通知書」
- ウ 第2案「処分説明書」
- エ 第3案「嚴重注意（口頭）」
- オ 第4案「職員の管理監督責任に係る措置について（依頼）」
- カ 第5案「資料提供 職員の処分について」
- キ 検討資料

- (2) このうち、(1) カについては、条例第10条の各号に該当する情報が認められなかったため、全文を開示したが、アからオまでについては、同条第2号の個人情報に該当する部分について不開示とした。

これは、公務員といえども、個人として保護されるべきプライバシーが存在し、懲戒処分等の職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は、「本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるもの」（平成10年11月12日東京地裁判決）に該当し、個人情報として保護されるべきものであるためである。

なお、条例第10条第2号ただし書は、公務員の職務の遂行に係る情報は、個人情報から除くと定めるが、当該処分を受けるに至ったことは、職務の遂行に係る情報に当たるとは考えられない。

- (3) また、(1) キについては、条例第10条第2号の個人情報に関する部分も含まれるが、これらの部分を含めて、同条第6号の行政執行情報に該当する部分を不開示とした。

これは、職員に対する懲戒処分の検討は、人事管理に係る事務の中でも極めてデリケートな性質のものであり、また、事実認定や処分内容の検討の過程が公にされれば、今後、非違行為を行った職員が、処分を免れる（あるいは軽減する）ために過去の類例を参照することが可能になるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるためである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成13年11月に起きたセクシュアル・ハラスメント事案（以下「本件事案」という。）について、加害職員に対して本件戒告処分を実施するために実施機関の担当者が起案し、決裁された文書一式である。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、前記第3の1(1)の「決裁文書」が前記第4の(1)アの「職員の懲戒処分等について(伺い)」(以下「本件伺い文」という。)であり、前記第3の1(2)から(7)までの「案」としている文書が前記第4の(1)キの「検討資料」(以下「本件検討資料」という。)であることを確認した。

このうち、異議申立人が開示すべきと主張しているのは、前記第3の1のとおり、本件伺い文の「5 その他」並びに本件検討資料の「3 事案の概要」(1)の「④セクハラの内容」及び「⑤その他」、(2)、(3)、「4 処分案の検討」(4)及び「5 管理監督者の責任」において条例第10条第2号及び第6号により不開示とされた情報であると認められることから、これらの項目に記載されている内容について不開示情報該当性を検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 条例第10条第2号及び第6号の不開示情報について

ア 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識

別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

イ 条例第10条第6号について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

(2) 異議申立人が開示を求める部分の不開示情報該当性について

ア 本件伺い文の「5 その他」について

当審査会において本件伺い文の「5 その他」の記載内容を見分したところ、本件事案が発生した所属における事案発生後の対応について記載されていた。

これらの内容は、公にすることにより、実施機関が行う各種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないから、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。この点、実施機関も同号の不開示情報該当性については説明していない。

しかし、これらの内容には、本件事案が発生した所属名のほか当該所属名

を推測させる情報（以下「所属名等」という。）が記載されており、これらの情報を公にした場合、本件事案が発生した所属が特定され、ひいては本件事案の被害職員（以下単に「被害職員」という。）が識別される可能性を否定できない。

したがって、所属名等は、条例第10条第2号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当であるものの、所属名等を除いた部分については、セクシュアル・ハラスメント事案が発生した所属において事案発生後にとられる一般的な対応が記載されているにすぎず、条例第10条第2号の不開示情報に該当するとは認められないことから、開示すべきである。

イ 本件検討資料の「3 事案の概要」の（1）「④セクハラの内容」について

当審査会において、本件検討資料の「3 事案の概要」の（1）「④セクハラの内容」の記載内容を見分したところ、被害職員が実施機関に申し立てた本件事案の内容等が記載されていた。

セクシュアル・ハラスメント事案が発生した場合に必要な措置を適切に講じるためには、まず、被害者がちゅうちょなく苦情を申し出ること、安心して相談することができ、そして、その申し出や相談の内容等について秘密が厳守される必要がある。

そうすると、被害職員によるセクシュアル・ハラスメントの申立て等の内容が一部でも公にされると、今後、同様の事案が生じた場合に、被害者が苦情の申立てや相談をちゅうちょするなどセクシュアル・ハラスメント問題が潜在化し、セクシュアル・ハラスメント事案に対応する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件検討資料の「3 事案の概要」の（1）「④セクハラの内容」の記載内容は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、同条第2号該当性について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当である。

ウ 本件検討資料の「3 事案の概要」の（1）「⑤その他」について

当審査会において、本件検討資料の「3 事案の概要」の（1）「⑤その他」の記載内容を見分したところ、本件事案に関して被害職員が申し立てたその他の情報が記載されていた。

これらの内容は、被害職員が実施機関に申し立てた本件事案の内容の一部と考えられることから、上記イで判断したとおり、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、同条第2号該当性について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当である。

エ 本件検討資料の「3 事案の概要」の「（2）申立て事案について、当該懇親会の出席者全員、その他関係者から事情聴取を行い、確認した事実は次のとおりである。」について

当審査会において、本件検討資料の「3 事案の概要」の「（2）申立て

事案について、当該懇親会の出席者全員、その他関係者から事情聴取を行い、確認した事実は次のとおりである。」の記載内容を見分したところ、本件戒告処分 of 被処分者、被害職員、本件事案が発生した所属の懇親会の出席者、その他本件事案の関係者（以下「関係者等」という。）に対して行われた事情聴取に関して、事情聴取した項目、関係者等の職名等及び関係者等の発言内容等が記載されていた。

セクシュアル・ハラスメント事案であれば、事情聴取によって、被害者及び関係者から具体的・客観的な情報を把握することが必要不可欠であるところ、被害者及び関係者に対する事情聴取は実施機関と両者の間の信頼関係に基づいて行われるものと考えられ、事情聴取で発言した内容が一部でも公にされると、実施機関に対する両者の信頼が損なわれることとなる。そうすると、両者が事情聴取で率直な心情を伝えることや詳細な情報を提供することに消極的になるなどし、結果として、被害の実態及び正確な事実関係の把握が困難となり、セクシュアル・ハラスメント事案の解決のための事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、被処分者に対する事情聴取については、その内容が公にされると、実施機関がどのような手法で被処分者から供述を引き出していくのかといったノウハウが明らかとなるおそれがあると認められる。そうすると、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取で質問される内容を事前に想定し、自分に有利な回答を準備することが可能となることなどから、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、関係者等の事情聴取における発言内容等は条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、同条第2号該当性について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当である。

また、関係者等の職名等には所属名等が含まれているものがあり、これを公にすると所属が特定され、ひいては被害職員が識別される可能性が否定できないため、職名等のうち本件事案が発生した所属名が特定されるおそれのあるものは、条例第10条第2号の不開示情報に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかしながら、上記以外の事情聴取した項目及び本件事案が発生した所属の特定につながらない職名等は、条例第10条第2号及び第6号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

オ 本件検討資料の「3 事案の概要」の「(3) 事実認定について」について

当審査会において、本件検討資料の「3 事案の概要」の「(3) 事実認定について」の記載内容を見分したところ、本件事案において、処分案を検討する前段として認定した事実（以下「認定事実」という。）、それらの事実

を認定するに至る過程及び認定事実から導かれる一定の結論について記載されていた。

認定事実及び認定に至る過程は、事情聴取に対する関係者等の回答内容や本件事案が発生した当時の状況等から、実施機関が本件事案の処分案を検討するために取捨選択した情報であって、懲戒処分の量定判断の過程を示す情報であり、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、認定事実及び認定に至る過程については、条例第10条第6号の不開示情報に該当し、同条第2号該当性について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかしながら、認定事実から導かれる一定の結論については、その結論の上に本件戒告処分が行われたことは明らかであることから、これを開示しても人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがあるとまでは認められず、また、条例第10条第2号の不開示情報に該当する情報も含まれていないことから、開示すべきである。

カ 本件検討資料の「4 処分案の検討」の「(4) 本件事案について」について

当審査会において、本件検討資料の「4 処分案の検討」の「(4) 本件事案について」の記載内容を見分したところ、本件懲戒処分の処分内容を決定するために実施機関が考慮した事情、具体的な検討内容等の情報及び実施機関の処分案について記載されていた。

このうち、本件懲戒処分の処分内容を決定するために実施機関が考慮した事情、具体的な検討内容等の情報は、本件事案の処分内容の検討の過程を示すものであり、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、実施機関の処分案は、結果として当該案のとおり処分が行われ、その内容は記者発表資料で公表されていることから、これを開示しても、人事管理に係る事務に支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、本件検討資料の「4 処分案の検討」の「(4) 本件事案について」の記載内容のうち、実施機関の処分案については条例第10条第6号の不開示情報に該当するとは認められず、また、同条第2号の不開示情報に該当するとも認められないことから、開示すべきであるものの、本件懲戒処分の処分内容を決定するために実施機関が考慮した事情、具体的な検討内容等情報は、同条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、同条第2号該当性について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当である。

キ 本件検討資料の「5 管理監督者の責任」の記載内容について

当審査会において、本件検討資料の「5 管理監督者の責任」の記載内容

を見分したところ、本件事案が発生した当時の管理監督者が本件事案に際してとった対応等について記載されていた。

これらの情報は、実施機関が本件事案の管理監督者の責任の有無等を検討するために取捨選択した管理監督者の対応等で、管理監督者に対する人事上の措置の実施の要否に係る判断の過程を示すものであるから、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を検討する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、検討の結果として記載されている管理監督者に対する人事上の措置に係る実施機関の案については、当該案のとおり人事上の措置が行われ、その措置内容は記者発表資料で公表されていることから、これを開示したとしても、人事管理に係る事務に関して、支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

また、記載内容には、本件事案において人事上の措置を実施した管理監督者の所属名等及び氏名が含まれており、これらの情報を公にした場合、前記アと同様、本件事案が発生した所属が特定され、ひいては被害職員が識別される可能性を否定できない。

したがって、本件検討資料の「5 管理監督者の責任」の記載内容のうち、管理監督者に対する人事上の措置に係る実施機関の案については条例第10条第6号の不開示情報に該当するとは認められず、また、同条第2号の不開示情報にも該当するとは認められないことから開示すべきであるものの、管理監督者の責任の有無等の検討に必要とされた当該管理監督者の対応等は、同条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、同条第2号該当性について判断するまでもなく、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

また、管理監督者の所属名等及び氏名は、条例第10条第2号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関が不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

文書区分	指示番号・項目名	不開示が妥当であると判断する部分
本件伺い文	5 その他	本文中 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目 1文字目から13文字目まで ・ 1行目20文字目から23文字目まで ・ 2行目21文字目から 3行目 7文字目まで
本件検討資料	3 事案の概要	
	(1) ④	記載内容の全て
	(1) ⑤	記載内容の全て
	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示番号・項目名を除く表中, ②の表の区分欄 ・ ①, ②表の記載内容
	(3)	記載内容 (ただし, 11行目及び12行目を除く。)
	4 処分案の検討 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本文の記載内容 (ただし, 11行目 6文字目から行末までを除く。) ・ 表の区分欄及び記載内容の全て
5 管理監督者の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本文の記載内容 (6行目31文字目から7行目行末までを除く。) ・ 表中, 「所属」欄, 「職名」欄, 「当時の職名」欄及び「氏名」欄の記載内容 ・ 表注釈中, 1行目 5文字目から12文字目まで及び22文字目から27文字目まで並びに 2行目 1文字目から 5文字目まで 	

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 23	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16. 12. 10	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
17. 2. 14	・ 審査請求人から意見書を収受した。
17. 2. 21	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 6. 26 (平成29年度第3回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 21 (平成29年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 8. 22 (平成29年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 9. 26 (平成29年度第6回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 31 (平成29年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授